

平成28年(㉮)第 号伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立事件

債権者 須藤昭男 外名

債務者 四国電力株式会社

準備書面(13)補充書1

(新規制基準批判)

2016年8月31日

松山地方裁判所 御中

債権者ら代理人

弁護士	薦田伸夫	弁護士	河合弘之
弁護士	東俊一	弁護士	海渡雄一
弁護士	高田義之	弁護士	青木秀樹
弁護士	今川正章	弁護士	内山成樹
弁護士	中川創太	弁護士	只野靖
弁護士	中尾英二	弁護士	甫守一樹
弁護士	谷脇和仁	弁護士	中野宏典
弁護士	山口剛史	弁護士	井戸謙一
弁護士	定者吉人	弁護士	市川守弘
弁護士	足立修一	弁護士	望月健司
弁護士	端野真	弁護士	鹿島啓一
弁護士	橋本貴司	弁護士	能勢顯男
弁護士	山本尚吾	弁護士	胡田敢
弁護士	高丸雄介	弁護士	前川哲明
弁護士	南拓人	弁護士	竹森雅泰
弁護士	東翔	弁護士	松岡幸輝

目次

第1 はじめに	4
1 債権者ら準備書面(1 3)	4
2 債務者準備書面(1 3)	4
第2 新規制基準の策定経緯	4
1 債務者の主張(1 ~ 2 頁)	5
2 新規制基準チーム	5
(1) 会合	5
(2) 骨子案の採択	5
3 地震・津波チーム	5
(1) 会合	5
(2) 骨子案の採択	5
4 2月6日原子力規制委員会(甲B 2 4 5)	6
(1) 骨子案の採択	6
(2) 議論なし	6
(3) 大島発言	6
5 骨子案のパブコメ	6
6 4月10日原子力規制委員会(甲B 2 4 6)	6
7 新規制基準のパブコメ	7
8 制定と施行	7
9 拙速	7
第3 立地審査指針	8
1 中央構造線	8
(1) 伊方原発建設の経緯	8
(2) 伊方原発の抱える根本的問題	8
(3) 地盤等の問題	8

(4) 中央構造線の無視	9
(5) 中央構造線の活動性否定	9
(6) 岡村教授の発表を受けた債務者の対応	10
(7) 中央構造線無視等の理由	10
(8) 立地審査指針の無視	11
(9) 根拠なき債務者の驚くべき主張	11
2 アメリカの規制基準との対比	12
第4 単一故障の仮定	13
1 債務者の主張	13
2 共通要因故障を想定する必要性	13
3 安全神話	13
第5 防災対策の審査	13
1 債務者の主張	13
2 IAEAの安全基準の正当な解釈	14
3 防災対策の不備を放置したままの再稼働	14
第6 入倉発言	14
第7 重要度分類	15
第8 核燃料プール	15
第9 制御棒挿入性	15
第10 シビアアクシデント対策	16

新規制基準批判・補充書 1

第 1 はじめに

1 債権者ら準備書面(13)

債権者らは、2016年5月31日付債権者ら準備書面(13)において、新規制基準の問題点について詳論した。そこでは、深刻な被害をもたらした福島原発事故を受けて、原子力基本法、原子炉等規制法が改正され、また、原子力規制委員会設置法が制定され、新規制基準に対する要求として、要求①(国際基準を踏まえた安全の確保)、要求②(放射性物質の異常放出防止)、要求③(大規模な自然災害やテロ等を想定した規制)、要求④(発電用原子炉施設の位置等の基準適合性)、要求⑤(福島原発事故を常に想定し防止に最善の努力をする義務)、要求⑥(国民の生命等の保護)の6つの要求が法定されたが、新規制基準はこの要求に応えていないこと、新規制基準は、福島原発事故津波原因説に基づいて策定されたもので、その策定は拙速であり、パブコメ等に対して聞く耳を持たず、審査指針の欠落したもので、世界最低レベルのものに過ぎないこと、新規制基準の具体的問題点として、立地審査指針、防災対策の審査、安全評価指針、格納容器に覆われた核燃料プールが新規制基準になく、また、基準地震動、過酷事故対策、故障想定、重要度分類、テロ対策が新規制基準では足りないこと、伊方原発の立地が上記要求④違反であること、新規制基準の適合性審査に様々な問題があること、司法判断の基準について述べた。

2 債務者準備書面(13)

これに対し、債務者は、平成28年7月25日付債務者準備書面(13)で、その内のごく一部についてだけ反論しているため、その反論に対し、本書面で再反論をする。なお、上記書面30～53頁の反論に対しては、9月27日に予定されている佐藤暁氏のプレゼンにおいて必要な再反論を行う。

第 2 新規制基準の策定経緯

1 債務者の主張(1～2頁)

債務者は、新規制基準は、原子力規制委員会のもとにおかれた「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」(以下、「新規制基準チーム」という)、「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波にかかわる規制基準に関する検討チーム」(以下、「地震・津波チーム」という)において、それぞれ約8か月間、回数にして12回から23回にわたる会合において議論が重ねられて制定された旨主張している。

しかし、これは実際とは明らかに異なっている。

2 新規制基準チーム

(1) 会合

平成24年10月25日に第1回会合が開催され、平成25年6月3日迄の間に23回会合が開催された(甲B238)。

(2) 骨子案の採択

平成25年1月31日に開催された第13回会合(甲B239)において、「新安全基準(設計基準)骨子(案)」(甲B240)と「新安全基準(SA)骨子(案)」(甲B241)が採択された。

第1回会合から数えて98日間であり、議論を尽くして採択されたものではなく、議論が噴出する状態でありながら、スケジュールを優先して採択されたものである(甲B239)。

3 地震・津波チーム

(1) 会合

平成24年11月19日に第1回会合が開催され、平成25年6月6日迄の間に13回会合が開催された(甲B242)。

(2) 骨子案の採択

平成25年1月29日に開催された第8回会合(甲B243)において、「発電用軽水型原子炉施設の地震及び津波に関わる新安全設計基準(骨子素案)」

(甲B 2 4 4)が採択された。

第1回会合から数えて72日間であり、議論を尽くして採択されたものではなく、議論が噴出する状態でありながら、同様に、スケジュールを優先して採択されたものである(甲B 2 4 3)。

4 2月6日原子力規制委員会(甲B 2 4 5)

(1) 骨子案の採択

平成25年2月6日開催された原子力規制委員会において、上記3つの骨子案が採択された。

(2) 議論なし

上記各チームの担当委員であった更田委員と島崎委員から説明があったが、議論らしい議論はなく、原案通り採択された(甲B 2 4 5・12頁～)。その際、更田委員は、新安全基準が同年7月18日迄に施行することが改正された法律で定められていると発言した(同12頁)。

(3) 大島発言

また、大島委員は、更田委員が言っているように、本来、この種の作業は3年や5年かけてやってもおかしくないものだと思うが、法律で7月までというデッドラインが決められているので、今さら言っても仕方がないと発言した(甲B 2 4 5・17頁)。

5 骨子案のパブコメ

この骨子案は、平成25年2月7日から同月28日迄の22日間、パブリックコメントに掛けられ、「十分な時間をかけて丁寧に検討すべきだ」「基準の名にふさわしくないあいまいな表現が多すぎる」等の多数の意見が寄せられたが、顧みられることはなかった(甲B 1 2 6・51頁)。

6 4月10日原子力規制委員会(甲B 2 4 6)

平成25年4月10日に開催された原子力規制委員会に、骨子案に基づいて委員会規則などの形で条文化した新規制基準が掛けられ、全く議論なく採択

された(21頁～)。なお、当初「新安全基準」としていたのが、「新規制基準」に変更となり、田中委員長が、新規制基準に適合しても安全だとは申し上げないと発言していることは、債権者ら準備書面(8)において述べたとおりである(19～20頁)。

7 新規制基準のパブコメ

この新規制基準は、平成25年4月11日から5月10日迄の30日間、パブリックコメントに掛けられた。3000頁にも上る膨大な文書に対し、1800通もの意見が寄せられた。その意見にある疑問や批判に応えることなく、同年6月19日、原子力規制委員会は、字句等の一部を修正しただけで、新規制基準を決定した(甲B126・51頁)。

8 制定と施行

そして、原子力規制委員会は、平成25年6月28日、この新規制基準を制定し、同年7月8日、施行したのである。既に述べたように、債務者が、伊方3号炉について本件の設置変更許可申請をしたのは、正にその施行日当日のことであった(甲B76・0714頁)。

9 拙速

上述した新規制基準チームの初会合から新規制基準の決定・制定までの期間は約8か月であるが、骨子案の検討期間は、新規制基準チームが3か月余り、地震・津波チームが2か月余りに過ぎず、その後、2度のパブコメや骨子案に基づいて委員会規則などの形で条文化する作業等が行われたものの、新規制基準の骨格は、僅か2～3か月余りの間に策定されたと言って過言ではない。

上述した大島委員の発言にあるように、本来3～5年程度かけて策定されるべき新規制基準が、初会合から約8か月で策定されたというだけでも拙速といわなければならないが、実際には、僅か2～3か月余りの間に策定されたものに過ぎず、これを拙速といわずして何といえるのか。

第3 立地審査指針

1 中央構造線

(1) 伊方原発建設の経緯

債務者の原発建設は、既に1963(昭和38)年頃から計画されていたが、通産省が立地候補地に挙げていた徳島県南部の海南町と、愛媛県南部の津島町とで、住民の強力な反対の為に、相次いで計画放棄を余儀なくされた。そのため、第三の候補地として町当局が進んで誘致した伊方町では、初めから債務者と町とが一体となった隠密裏での住民工作が展開された。用地の買収に際しては、債務者は全く表面に出ることなく、町が直接住民との折衝に当たり、地主から白紙に印をつかせたものを集め、町が作った前文をつけるというやり方で、債務者に対する「誘致陳情書」を提出させた。また、「仮契約」ということで、法律的な事情に疎い地主やその家族から、用地売買契約書の印を取るという、あくどいやり方で進められた。その過程で、用地売買契約書に捺印してしまった妻が、反対派である夫との関係悪化に悩み、縊死するという悲劇も起きた(甲B44・8頁, 甲B247・1～6頁, 27～29頁)。

(2) 伊方原発の抱える根本的問題

伊方原発は、このように、隠密裏に、あくどい手口を使ってまで用地を取得し、他に代替地のない状態で、伊方に立地したもので、決して、複数の候補地の中から、地盤調査、地質調査、活断層等の調査を行った上、その調査結果を踏まえて立地したものではない。これが、伊方原発の抱える根本的な問題となる。

(3) 地盤等の問題

地盤等の問題を例にとると、伊方原発が立地する佐田岬半島は我が国でも有数の地すべり多発地帯である三波川帯に属しており、伊方原発西方に位置する名取トンネルが地すべりによって崩落する危険が発生したため、閉塞され、別の場所に新たにトンネルが開通されたことに象徴されるように、地元の人

は、一帯が地盤の弱い地すべり地帯であることを承知しているが、これに反し、債務者の調査によると、「十分な地耐力を有」することとなっている。しかし、この点については、生越鑑定書(甲B42)が根底から債務者の調査結果を否定し、小松意見書(甲B193)が重大な疑問を呈しているところである。伊方原発建設のため、地盤等についてアワズメント(事業計画を追認するにすぎないアセスメント)のような調査が行われた疑いを強く持たざるを得ないのである。

(4) 中央構造線の無視

伊方原発の抱える根本的に重要な問題が、「中央構造線の無視」という大問題である。昭和47年5月8日、債務者は、1号炉について原子炉設置許可申請を行ったが、その申請書には中央構造線の記載はない(乙17)。40年余り前に当法廷において伊方1号炉訴訟の審理が行われ、その後、伊方2号炉についても、22年間にもわたり当法廷で原告本人訴訟の審理が行われたが、1号炉訴訟の際、申請書に中央構造線の記載がないことが当然問題となった。京都大学工学部原子核工学教室助手の荻野晃也に対する証人尋問の際、荻野証人は、中央構造線は日本最大の活断層(世界でも最大級)で、松田時彦が、論文を書いており、中央構造線は約600kmの活断層で、マグニチュード8.5の地震が起きると考えるべきだと言っていることを証言している(甲B248・146頁～)(なお、松田時彦は、「松田式」を考案した地震学者であり、1995年に、一般向けの岩波新書「活断層」(甲B69)を出版しており、同書では、中央構造線は、濃尾地震を遥かに超える巨大地震を起こす能力を秘めたA級のナンバーワンの要注意断層だとしている)。

(5) 中央構造線の活動性否定

中央構造線の存在を無視できなくなった債務者は、伊方2号炉及び3号炉の設置変更許可申請書に中央構造線に関する記載はした(乙18の6-3-19, 乙20の6-3-14)ものの、いずれも更新世末期以降の活動性がない

としており(乙18の追補6-5-21),その結果,1・2号炉建設時には,1749年伊予宇和島の地震を敷地直下に想定して,設計地震波の最大加速度を200ガルとし,また,3号炉建設時には,684年土佐その他南海・東海・西海諸道の地震及び1854年伊予西部の地震を選定して基準地震動 S_1 の最大加速度を221とし,敷地前面海域の断層群(中央構造線)の長さ25kmの区間で断層群が動いた場合を評価して基準地震動 S_2 の最大加速度を473ガルとした。中央構造線の存在を無視できなくなった債務者は,今度は,中央構造線の活動性を否定し,中央構造線は活断層ではないとしたのである。

(6) 岡村教授の発表を受けた債務者の対応

しかし,伊方2号炉訴訟の審理中である1996年5月,えひめ雑誌(甲B249)に,高知大学の岡村教授が,中央構造線が活断層であることを発表し,また,2号炉訴訟で国側の証人も活動性を認める証言を行ったため,ついに,債務者も,中央構造線の活動性を認めざるを得なくなった。しかし,債務者は,中央構造線の46kmモデルの解析結果である350ガルを採用して,上記 S_1 を221から350ガルに改定しただけで, S_2 は,上記473ガルのまま据え置くという不合理極まりない対応をした。同じ断層でありながら,距離が長くなるほど最大加速度が小さくなるというマジックを使ったのである(甲B57・4~7頁)。債務者得意の「小は大を兼ねる」という,のちの基準地震動過小評価の大マジックのはしりである。

(7) 中央構造線無視等の理由

結局のところ,債務者は,中央構造線の存在も活動性も無視できなくなって,今では,480kmに亘って連動する可能性を認め,マグニチュード8.6及び8.7を想定するに至っているが,立地審査指針(甲B127)は,伊方1号炉の許可申請の前である昭和39年5月27日に制定されており,中央構造線の存在と活動性が認められた場合,立地審査指針に違反して,伊方1~3号

炉の設置(変更)許可を得ることはできなかった。それ故に、債務者は、中央構造線の存在を無視し、活動性を否定したのである。

(8) 立地審査指針の無視

では、中央構造線の存在や活動性が明らかとなった今、何故、立地審査指針に違反する伊方3号炉の再稼働が認められるのだろうか。新規制基準が、短期間に作成され、福島原発事故地震原因説を無視して耐震設計審査指針に基本的に手を加えることなく制定されたもので、国際的な基準を踏まえない、原子力基本法等の要求に違反するものであることは、債権者ら準備書面(13)において既に明らかにしたところであるが、福島原発事故の反省から、班目原子力安全委員会委員長も、田中原子力規制委員会委員長も、立地審査指針改定の必要性を認めていたにもかかわらず、改定しなかったばかりか、原子力規制委員会は、立地審査指針について、廃止はしないが、審査には適用しないとして、立地審査指針を無視してしまったのである。立地審査指針があるときには中央構造線の存在や活動性を無視し、それが無視できなくなると、今度は立地審査指針そのものを無視してしまうという、信じられないような、やりたい放題の違法行為が敢行されている。我が国は果たして法治国家なのであろうか。これでは住民の安全を図ることなど到底できる筈がない。これこそが、伊方原発の抱える根本的な大問題なのである。

(9) 根拠なき債務者の驚くべき主張

債務者は、債務者準備書面(13)において、「本件発電所1～3号機は、中央構造線断層帯による地震が発生することを前提として立地審査指針に適合することが確認されたものであり、債権者らの主張には理由がない。」(4頁)という驚くべき主張をしている。しかし、債務者がその根拠として引用する乙196では、「本件安全審査報告書には中央構造線について全く触れていないこと、文書提出命令により被告が裁判所に提出した書類中にも中央構造線に関するものは存しないこと」(388頁上段中ほど)を認定しているし、

NHK制作の「ドキュメンタリーWAVE『伊方原発問われる「安全神話』』(甲B250)では、松田時彦が、中央構造線の活動性を指摘したのに、安全審査報告書に全く記載がなく驚いた旨の証言を行っている。そして、NNNドキュメンタリー番組(甲B218)では、四国電力に勤務して伊方2号機の許可申請を担当した原子力防災の専門家である松野元氏が、「技術者として考えると伊方原発は立地上が問題で、かつては中央構造線は活断層と言われていなかったからあそこに立地したんだけど、今は活断層と言われてますから今から立地を考えれば、伊方ではありえない。」と明言している。また、同様に債務者がその主張の根拠として引用する乙197では、「昭和52年になされた本件安全審査においては、前面海域断層群について、沖積層相当層の堆積以後(1万年前以降)の断層活動は認められないと判断されていたところ、本件許可処分後の平成8年に発表された岡村教授の調査等に基づく知見により、現在では、沖積層相当層の堆積以後(1万年前以降)の断層活動もあると考えられているのであるから、前面海域断層群の活動性に関する本件安全審査の判断は、結果的にみて誤りであったことは否定できない。」(104頁2段目)と明快に判示しているのであるから、債務者の主張に根拠のないことは明白である。

未だにこのような驚くべき主張を平気で行う債務者に、危険極まりない原発を運転する資格が果たしてあるか否か自体を疑わざるを得ないのである。

2 アメリカの規制基準との対比

アメリカの規制基準と対比した時、我が国の立地審査指針の立地要件が基準として劣っていたことは多言を要しないと思われる。そして、その立地審査指針さえ新規制基準に組み入れられず、基準として存在しないのであるから、我が国の基準をアメリカの規制基準と対比するまでもないことは明白である。債務者は、立地審査指針の定めた立地要件と離隔要件の内の離隔要件についての田中委員長の答弁等(それ自体全く理由となっていないが)を根拠として、

立地要件が存在しないことを正当化しようとしている(5頁)が、論理として破綻しており、全くの論外である。

第4 単一故障の仮定

1 債務者の主張

債務者は、原子力発電所の設計基準では、地震・津波等による共通要因故障を防止することが出来る設計が行われていることを前提にして、偶発的な機器の故障、破損等に対する信頼性を確保するために、単一故障を仮定しても安全性が確保されるよう設計されているとして、単一故障の仮定を正当化する主張を行っている(7頁)。

2 共通要因故障を想定する必要性

現実には、共通要因によって福島原発事故が発生し、原子力規制委員会の基準検討チームにおいても、共通要因故障を取り入れた規則案が検討されていた(債権者準備書面(13)82～83頁)。これは、現実の事故を教訓として、原発事故を防ぐためには、共通要因故障を想定する必要性が認められたからに他ならない。

3 安全神話

原発事故を防ぐためには、共通要因故障の想定が得策であることに異論はない筈であるが、未だに単一故障の仮定で足りるという債務者の主張は、福島原発事故以前の安全神話そのものである。債務者は、債権者らが原子炉施設設計の考え方を理解していないと主張しているが、債権者らは、債務者が未だに改めようとしなない「原子炉施設設計の考え方」が福島原発事故を生み、危険であることが分かったのだから、改めるべきと主張しているものであって、いずれの主張が健全であるかは、自明のものと思われる。

第5 防災対策の審査

1 債務者の主張

債務者は、IAEAの安全基準についての原子力規制委員会の珍妙な解釈を

根拠に、防災対策を審査の対象とする必要はないと主張している(10頁)。

2 IAEAの安全基準の正当な解釈

IAEAの安全基準は、深層防護の第5層である防災対策を図るものであるから、その為には、アメリカの許可条件のように、防災対策が審査対象とされるべきであり、それが、IAEAの安全基準の趣旨であると理解するのが通常の正当な解釈である。原子力規制委員会の珍妙な解釈に従ったとしても、IAEAの安全基準は、防災対策を審査の対象とすることを禁じている訳ではなく、審査対象とする方が防災対策を向上させることが明らかであるから、安全を図るためには、防災対策を審査対象とすべきであることに疑いはない。

3 防災対策の不備を放置したままの再稼働

新規制基準が防災対策を審査対象としなかったために、各地で、防災対策が不備のまま再稼働が行われているが、なかでも、伊方原発の防災対策は、佐田岬半島の5722人もの人達を見殺しにするような全国一酷い防災計画であることは、2016年8月8日付債権者ら準備書面(3)(被害論)補充書において明らかにしたところである。

これほど酷い防災対策が、審査対象とされず、放置されたまま、8月12日、伊方3号炉は再稼働された。

これだけ多数の人達を見殺しにするような再稼働は、絶対に許されない。

第6 入倉発言

債務者は、入倉発言について、「基準地震動が平均像であると述べたものではなく、同氏が提案している『科学的な式』、すなわちスケーリング則が、特定のパラメータにおける平均像を求めるものであるという公知の事実を述べたものに過ぎない」(13頁)と主張しているが、入倉発言は、債権者ら準備書面(13)63頁に記載したとおりであり、債務者が如何に強弁したとしても、570ガルは平均像を求める計算式によって求められた目安値に過ぎず、平均からずれた地震はいくらでもあるので、570ガルよりもうちょっと大き

くても良いが、それは四電の経営判断だと述べたものであることが明らかであって、債務者が強弁すればするほど、深みにはまっている。上述した、NHK制作の「ドキュメンタリーWAVE『伊方原発問われる「安全神話」』」(甲B235)においても、入倉は、570ガルより大きくて良いという趣旨の発言を行っている。

第7 重要度分類

債務者は、外部電源、主給水ポンプ、計装系について、「設計の考え方」として重要度分類を見直す必要がないと、単一故障の仮定におけると同じ主張をしているが、安全を考えた場合、重要度分類を見直した方が良いことは同様に真理であり、福島原発事故を教訓としない安全神話にすぎた債務者の主張に理由はない。

第8 核燃料プール

2016年5月31日付債権者ら準備書面(2)及び準備書面(13)54頁以下記載のとおりであり、また、準備書面(2)の補充書を提出する予定である。

第9 制御棒挿入性

債務者は、制御棒挿入性に係る評価を行った結果、大きな揺れをもたらすS波が来ても、2.5秒以内に安全に挿入されることを確認していると主張している(20～21頁)が、中央構造線の地震の観測記録はなく、また、実機を用いた挿入試験も行われておらず、債務者の評価は仮定に基づく机上の計算に過ぎない。本来立地が許されない世界最大級の活断層である中央構造線の直近に伊方原発を建設してしまい、中央構造線を見做し、その活動性を否定してきた債務者が行った机上の評価を、どうして信じる事が出来るのか。牡鹿半島の東南東約130km沖合で発生した東北地方太平洋沖地震の際には、P波が到達した後十分時間があったために、S波が到達する前に制御棒を挿入することが出来たが、それでも福島原発事故は発生した。伊方原発の場合、5kmしか離れていない中央構造線で地震が発生した場合には、間違いなく、

制御棒が挿入される前にS波が到達するが、そのS波について、債務者の過小評価は明らかである上、実機を使った試験も行われておらず、S波が到達しても制御棒が挿入できる証明はない。そして、挿入に失敗した場合、大事故に至ることは明白なのである。

第10シビアアクシデント対策

2016年5月31日付債権者ら準備書面(9)及び準備書面(13)66頁以下に記載したとおりであり、また、準備書面(9)の補充書を提出する予定であるが、シビアアクシデント対策についても、単一故障の仮定や重要度分類のところで述べたと同じ指摘をすることが出来る。債務者が主張するように可搬型設備が対応の柔軟性や耐震性の点で有利であったとしても、同時に、人的対応が必要な可搬型設備の不利も考慮しなければならない。地震や津波といった自然災害に伴って事故が発生し、放射性物質が漏れた時、人的対応には自ら限界があるのである。従って、人的対応に頼らないで済む恒設設備も設けるべきであるという当然の主張を債権者らはしているのである。債権者らは、可搬型設備に反対している訳ではなく、可搬型設備と共に恒設設備も設けるべきであるという当然の主張をしているに過ぎない。債務者の主張は、ビルに例えれば、避難梯子があるから非常階段を設けなくていいというものであり、非常識極まりない主張に過ぎないが、債務者は、こんなことも分からないのであろうか。

債務者は、「重大事故等対策は、通常では想定し難い極めて異常な原子炉等の状態を前提とするものであり、その対策との関連で生じる相互作用も含め、種々の物理・化学現象等の挙動に複雑な領域があることは債務者も認識しており、中には現在も研究等の取り組みが行われているものがあるのも事実である。」(29頁)等と主張しているが、債権者らは、そのような債務者と心中したくないと言っているのである。

以上